

後見人等報酬の助成申請をされる方へ

成年後見制度を利用している方で、*成年後見人等又は*成年後見監督人等への報酬を支払うことが経済的な事情により困難な方に対して、報酬の全部又は一部の助成を行います。

*成年後見人等＝成年後見人、保佐人、補助人

*成年後見監督人等＝成年後見監督人、保佐監督人 補助監督人

1. 助成の対象となる方・・・成年後見制度を利用している本人 (4親等内の親族が成年後見人等である場合を除く)

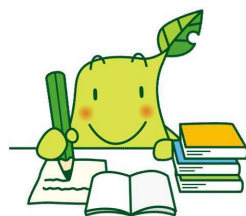
- 原則として真庭市内に住所または居住地を有し、以下の①～③のいずれかに該当する方

①生活保護を受給している方

②中国残留邦人等及び特定配偶者であって、支援支給を受給している方

③収入、資産等が下記の条件を満たしている方

	年間収入	現金・預貯金等
単身世帯	150万円	150万円
2人以上世帯	200万円以下	200万円以下



※成年後見監督人等への報酬については、親族後見人であっても、助成対象となる本人・親族後見人のいずれもが、上記要件に該当する場合に限り助成対象となります。

2. 助成金額

家庭裁判所が審判により決定した成年後見人等に対する報酬です。
ただし、上限額を超えた分については、助成対象となりません。

助成上限額…対象期間の始期及び終期の属する月においては、上限額を日割りで計算した額を月額の上限とし、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

在宅

上限 月額 28,000円

施設

上限 月額 18,000円

3. 申請から助成まで

- 申請ができる方

- ・本人
- ・本人の成年後見人等

※申請にかかる代理権が成年後見人等に付与されている場合は、本人は申請できません。

- 申請期限

家庭裁判所の報酬付与審判が行われた日の翌日から起算して1年以内です。



4. 申請に必要な書類

- ・真庭市成年後見人等の報酬助成申請書

- ・添付書類

- ①報酬付与の審判の決定通知書の写し
- ②報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した後見事務報告書の写し
- ③報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した資産状況のわかるもの
- ④報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した収支状況のわかるもの
- ⑤代理人または後見人等であることを証明する書類または登記事項証明書
(※代理人または成年後見人等が申請する場合)

上記に加え追加書類が必要な場合

- 本人が2人以上世帯の場合

- ・本人と世帯員の方の収入・資産等申告書

- 親族後見人等の成年後見監督人等の報酬助成の場合

- ・親族後見人等の方についての収入・資産等申告書

5. 申請書提出先・お問い合わせ先

まにわ権利擁護ステーション（高齢者支援課）

〒719-3292

真庭市久世2927-2

TEL : 0867-42-1666

FAX : 0867-42-1390

